**公益財団法人久保スポーツ振興基金定款**

1. 総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人久保スポーツ振興基金と称する。

（事務所）

第２条　この法人は主たる事務所を広島県広島市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、県民のスポーツ活動を積極的に援助・推進することにより、広島県における青少年のスポーツの振興と競技力の向上を図り、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）各種スポーツ大会での入賞者、貢献者の顕彰及び広報

（２）各種スポーツ団体、スポーツ振興団体への支援及び助成

（３）各種スポーツ施設、設備への助成

（４）スポーツ活動に関する育成事業への助成

（５）スポーツイベント開催の支援及び助成

（６）前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（資産の種類）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産

（２）基本財産とすることを指定して寄付された財産

（３）基本財産とされている株式に基づく新株式の発行により取得した株式（株式配当により取得したものを除く）

３　その他の財産は基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会、評議員会において議決に加わることのできる理事、評議員の3分の2以上の同意による議決を得なければならない。

３　基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議によるものとする。

（資産の運用・管理）

第７条　この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

（経費の支弁）

第８条　この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産を持って支弁する。

（事業年度）

第９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条　この法人の事業計画書、収支予算書等（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む。以下同じ。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

３　前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第11条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類を定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　前3項各号の書類については、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第4章　評議員

（評議員）

第13条　この法人に、評議員３名以上６名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて、外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（２）過去に前号に規定する者となったことがある者

（３）第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に、提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に、評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

　（１）当該候補者の経歴

　（２）当該候補者を候補者とした理由

　（３）当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

　（４）当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

　（１）当該候補者が補欠の評議員である旨

　（２）当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

（３）同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）

　　につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後の４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10　第２６条第４項第１号及び第２号の規定は、評議員選任について準用する。

　 なお、条文中、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

　（権限）

第15条　評議員会は、評議員をもって構成し、第19条に規定する事項を議決する。

（任　期）

第16条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の残任期間とする。

３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第17条　評議員は無報酬とする。

　２　評議員に対しては、その職務を行うために、要する費用を弁償することができる。

３　前項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第18条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任及び解任

（２）理事及び監事の報酬等の額について

（３）貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

（４）定款の変更

（５）残余財産の処分

（６）基本財産の処分又は除外の承認

（７）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第20条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催できる。

（招集）

第21条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第22条　評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選により選出する。

（決議）

第23条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）基本財産の処分又は除外の承認

（４）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第24条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、出席した評議員のなかから、その会議において選出された議事録署名人２名以上が署名しなければならない。

第６章　役員

（種類及び定数）

第25条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上６名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち、１名を理事長とし、１名を副理事長とし、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（選任等）

第26条　理事及び監事は評議員会において選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は理事会において選定する。

３　監事は、この法人の理事（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

４　理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各理事について、次のイからヘに該当する理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該理事及びその配偶者又はその親族

ロ　当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　 　 ハ　当該理事の使用人

　　ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

 ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ　ロからニまでに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の次のイからニに該当する理事の合計数が、理事の総数の3分の１を超えないものであること。

 イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）

　　ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

1. 国の機関
2. 地方公共団体
3. 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
4. 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
5. 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　 ⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

５　前項の規定は、監事について準用する。

（理事の職務・権限）

第27条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより業務の執行の決定等に参画する。

２　理事長は、この法人を代表し、その会務を統括する。

３　副理事長は、常務理事の業務分担以外の業務を分担執行する。

４　常務理事は、この法人の日常業務を分担執行する。

（監事の職務・権限）

第28条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第29条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

　 （解　任）

第30条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任するときは、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の同意による議決に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）

第31条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の役員の報酬等については、この限りではない。

２　役員に対しては、その職務を行うために、要する費用を弁償することができる。

３　１項ただし書き及び２項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

　（責任の免除及び限定）

第32条 この法人は、一般社団法人・財団法人法の第198条において準用される第111条第1項の役員の　賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

７章　理事会

（構成）

第33条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定および解任

（招集及び開催）

第35条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会は、毎事業年度ごとに４ケ月を超える間隔で２回以上開催するほか、必要がある場合には、臨時理事会を開催する。

（議長）

第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第37条　理事会の決議は,決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し,その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は，当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事長及び監事は署名しなければならない。

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第39条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の同意による議決を得て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的、第４条に規定する事業、第１４条に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第４２条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

２　前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第14条に規定する評議員の選任並びに解任の方法について、変更することができる。

（合併等）

 　 ④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法

 人

 ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

　 ⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

５　前項の規定は、監事について準用する。

６　監事には、この法人の理事（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特

殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族族その

他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務・権限）

第27条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

２　理事長は、この法人を代表し、その会務を執行する。

３　副理事長は、常務理事の業務分担以外の業務を分担執行する。

４　常務理事は、この法人の日常業務を分担執行する。

（監事の職務・権限）

第28条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする

ことができる。

（任期）

第29条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結

の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなけ

ればならない。

　 （解任）

第30条　役員が次いずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任

するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による議決に基づいて行わなければなら

ない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）

第31条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の役員の報酬等については、この限りではない。

２ 前項後段に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

　（責任の免除及び限定）

第32条　この法人は、一般社団法人・財団法人法の第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度にして免除するができる。

第40 条　この法人は評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第41 条　この法人は、一般法第202条第1項及び第2項に規定する理由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第42条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から1カ月以内に、評議員会の議決を経て類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第43条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第９章　事務局

（事務局）

第44条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（備え付け帳簿及び書類）

第45条　事務局には、第10条第２項及び第11条第２項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

２　前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第46条第２項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第46条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第47条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

（公告）

第48条　この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、広島県で発行される中国新聞に掲載する方法による。

第11章　補則

（委任）

第49条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（株主権の行使等）

第50条　この法人が保有する株式について、この法人がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、下記の事項を除き、予め理事会において、理事現在数の３分の２以上の議決を経なければならない。

（１）配当の受領

（２）無償新株式の受領

（３）株主割当増資への応募

（４）株主宛て配布書類の受領

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第９条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。

３　この法人の最初の代表理事は、久保麗子とする。

４　この法人の最初の評議員は、別表２のとおりとする。

５　この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別表３のとおりとする。

６　平成24年３月30日一部改正。

７　令和元年６月14日一部改正。ただし、改正後の第５条の規定は、平成30年度決算から適用する。

８　令和２年６月12日一部改正。

　　別表１

　　　削除

別表２

　　公益財団法人移行後最初の評議員

|  |
| --- |
| 久　　保　　允　　誉 |
| 佐々木　　英　　夫 |
| 　　堀　　　　武　　夫 |
| 二　　宮　　　　皓 |

別表３

公益財団法人移行後の最初の役員

|  |  |
| --- | --- |
| 理事長 （ 代 表 理 事 ） | 久　保　麗　子 |
| 副理事長（業務執行理事）常務理事（業務執行理事）理　事理　事理　事 | 河　野　德　男辰　川　　勉頼　実　正　弘大之木　精　二天　野　稔　也 |
| 監　事監　事 | 倉　田　　治中　下　　司 |